

平成 26 年度新宿区外部評価委員会第 2 回会議要旨

<開催日>

平成 26 年 9 月 30 日 (火)

<場所>

第 2 分庁舎分館 1 階会議室

<出席者>

外部評価委員 (13 名)

名和田委員、平野委員、加藤委員、荻野委員、金澤委員、小菅委員、小山委員、斉藤委員、中原委員、野澤委員、福井委員、藤野委員、鱒沢委員

事務局 (5 名)

中山行政管理課長、羽山主査、三枝主査、榎本主任、松本主任

<開会>

【会長】

平成26年度第2回新宿区外部評価委員会を開会します。

今回から、各部会で審議した内容を基に、今年度の外部評価を取りまとめていきます。

初めに、事務局から経常事業評価の附属資料である事業別行政コスト計算書（以下「計算書」という。）について事務局から説明を受けます。こちらについては、ヒアリングの前にもらって、部会での審議にいかすべきではないかという意見もあると思いますが、作業の関係でこの時期になってしまうようです。外部評価の結果をすぐに行政にいかしていくため、できるだけ早いスケジュールでいろいろなことを進めているのですが、どうしてもうまくいかないところもあり、そのうちの一つかなと思います。全てを確認することは難しいので、それぞれ気になっている事業だけでも確認していただき、評価をもう一度考えていただければと思います。

では、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

はい。

始めに全般的な事項について、次に冊子の中身についてご説明します。

基本的なつくりは去年から大きく変更していませんので、昨年度の説明と重複する部分が若干あるかと思いますが、その点はご了承ください。

まず全般の部分です。事業別行政コスト計算書の作成は、昨年度に引き続き2年目です。先ほど会長からヒアリングに間に合うと良いというお話もありましたが、決算数値に基づいて作っている関係上、ヒアリングには間に合いません。ご理解いただければと思います。

本書の公表については、9月25日の「広報しんじゅく」において、内部評価実施結果報告書

と合わせて周知をしています。各冊子については、本庁舎1階の区政情報センター、各図書館、特別出張所などでも閲覧が可能です。また、ホームページでもPDF形式で公開しています。

今年度は、經常事業単位で135の事業を公表しています。複数の予算事業で構成されている經常事業については、予算事業単位でも作成しています。対象は193です。ちなみに、昨年度は經常事業単位で124事業、来年度は100事業弱の作成を予定しています。

全般的な事項については以上です。

次に、具体的な冊子の中身についてご説明します。

7ページをお開きください。「I 事業別行政コスト計算書について」の「1 作成目的」です。こちらについては、昨年度から大きな変更はありませんが、事業別行政コストの根幹をなす大事な考え方ですので、改めてご説明します。計算書は、經常事業評価と合わせて作成することで、その事業における、現金収支では見えない賞与引当金、減価償却費などの隠れたコストを含めた総行政コストを表すとともに、区民1人当たりの区税等投入額などを明らかにすること、また、事業別行政コスト計算書の作成を通じて職員のコスト意識を向上させ、より効果的・効率的な事業の執行を図ることを目的としています。

次に、「2 事業別行政コスト計算書の内容」をご覧ください。計算書は、発生主義と複式簿記の考え方を取り入れた総務省の基準モデルを準用し、各年度の決算値を基に作成しています。以下(1)から8ページの(6)までは、昨年度と変更ありませんので特徴的な部分だけ説明します。

「(5) 純經常費用の財源内訳」をご覧ください。先ほど総務省の基準モデルを準用して作成したと説明しましたが、基準モデルでは、いわゆる受益者負担以外の部分の財源について、どのように充当されているのかは表しません。しかし、新宿区の計算書ではそこまで示したほうが分かりやすいため、項目を加えて作成をしています。具体的には、シート中「2 純經常費用（純行政コスト）の財源内訳」が該当の項目となります。

次に、「(6) 1人（件）あたりのコストと区民1人あたりの区税等一般財源」をご覧ください。1人（件）あたりのコストについては、純經常費用（純行政コスト）を、延べ利用人数や延べ利用件数などの実績で割って算出しています。そうして、いわゆる1単位当たりのコストを明らかにすることで、経費の見える化を図っています。これが新宿区の計算書の特徴的な部分といえます。また、同様に区税等一般財源を翌年度の4月1日現在の住民基本台帳人口で割り、区民1人当たりの金額を算出することで、見える化を図っています。

続いて、9ページをお開きください。「3 会計基準等」の「(1) 対象年度」です。対象年度については、官庁会計に基づく決算数値との整合性を図る必要がありますので、出納整理期間を設定しています。「(3) 人件費単価」にお進みください。計算書における人件費単価は、管理職を含む全職員の平均単価によって算出しています。内訳としては、給料、諸手当のほか、賞与引当金繰入額や共済費の事業主負担分、公務災害補償費などのいわゆる見えない経費を含めています。再任用職員の単価についても同様に、健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料などを含めています。各經常事業に従事する常勤職員等再任用職員の人数については、經常事

業評価書に出ています。計算書では、この従事職員数と平均単価を掛けることによって人件費を算出しています。また、当該事業に従事する非常勤職員、派遣職員、アルバイト等の賃金については、「その他の人件費」という項目に一括して計上しています。

次に、「(4) 間接費」です。事業の実施には、担当の課・係だけでなく、経理や給与の支払など、他部門の支援が必要不可欠です。そういった、会計上は直接に事業と結び付いていないコストを「間接費」と呼びます。しかし、計算書においては、事業の決算値を基に作成しているため、間接費は含んでいません。ご了承いただければと思います。

続いて、10ページをお開きください。「4 事業別行政コスト計算書の見方」の「1 行政コスト」です。昨年度から大きく変更はないので大きくりに説明しますと、「経常収益」から「総行政コスト」を引くと、「純経常費用（純行政コスト）」が出てくるというのが基本的なつくりになります。さらに、この純行政コストを使って、1単位当たりのコストを算出しています。

次に、「2 純経常費用（純行政コスト）の財源内訳」をご覧ください。純行政コストから特定財源を差し引いたものが「区税等一般財源」になります。さらに、それを住民基本台帳人口で割ることで、「区民1人あたりの区税等一般財源」を明らかにしています。

続いて、12ページをお開きください。「5 事業別行政コスト計算書からわかること」です。こちらは、今年度新たに追加した項目です。計算書から分析を行うための指標（以下「分析指標」という。）を算出することにより、事業のコスト構造に関する様々な分析を行うことが可能になります。例えば、事業の年度間比較、類似事業との比較、他自治体における事業との比較等を行うことで、現在行っている事業の効率性などを検証することができます。ただし、総務省の基準モデル以外のモデルを基に作成された場合など、計算書の作成基準が異なる場合には、集計のルールが若干異なってきますので、単純には数値の比較ができないことにはご注意ください。分析指標の例としては、人件費を経常経費で割った「人件費割合」、物件費を経常経費で割った「物件費割合」などの四つを挙げています。

13ページ以降が実際の計算書です。全事業を説明することは難しいので、代表的な事例と特殊な事例の25年度の行政コストについて、1件ずつピックアップしてご説明します。

まず、代表的な事例ということで、277ページをお開きください。経常事業338「区営住宅の管理運営」です。25年度の欄をご覧ください。「経常収益」は2億9,606万3,000円、「経常費用（総行政コスト）」は9億9,908万9,000円ですので、「純経常費用（純行政コスト）」は、マイナス7億302万6,000円となっています。さらに、このマイナス7億302万6,000円を正の値に戻し、区営住宅の管理戸数1,056戸で割ると、「1戸あたりのコスト」である66万5,744円が出てきます。また、純行政コストを正の値に戻し、特定財源を差し引くと、「区税等一般財源」が6億4,808万9,000円と算出されます。こちらを住基人口の32万4,669人で割ると、「区民1人あたりの区税等一般財源額が1,996円であることが明らかになります。これが基本的な見方になります。「1戸あたりのコスト」及び「区民1人あたりの区税等一般財源」については、339「区民住宅の管理運営」、340「特定住宅の管理運営」などの類似した事業の当該項目と比較

が可能です。また、分析指標を算出することで、更に詳細な事業の比較を行うことも可能となります。

続いて、特殊な事例についてご説明します。

312ページをお開きください。411「有料ごみ処理券の交付等」です。本事業は、「経常収益」4億7,555万3,000円に対し、「経常費用（純行政コスト）」が5,631万9,000円と、「経常収益」が「経常費用（純行政コスト）」を大きく上回っています。そのため、「純経常費用（純経常コスト）」は4億1,923万4,000円と正の値となり、有料ごみ処理券販売枚数1枚当たりのコストがマイナス653円、区民1人当たりの区税等一般財源額がマイナス1,291円という負の値となっています。コストがマイナスなので、やればやるだけもうかる事業にみえてしまうかもしれませんが、実際にはそういうわけではありません。「備考欄」にも記載があるとおり、この事業の収益は粗大ごみや事業系有料ごみの収集・運搬・処理等に掛かる経費の一部に当てられています。つまり、ごみ処理券を販売した収入は、便宜上この事業の業務収益として計上していますが、実際に粗大ごみを処理するための費用は、この事業で歳出しているわけではないので、計算書上には表れてこないのです。そのため、事業別に表すと、このような形になってしまいます。この事業については、業務収益によって約4億2,000万円弱の一般財源の調達に寄与したと理解してください。

最後に、計算書に関する注意点を2点ほどご説明します。

まず、この計算書は、経常事業単体における収支状況など、コストと財源に関する情報を客観的に示したものです。事業の有効性や妥当性等については一切記載していません。計算書は、あくまでも経常事業評価書の附属資料であり、事業の有効性や妥当性は評価書に記載されますから、必ずセットでご覧いただくようお願いいたします。

次に、途中でも触れたとおり、他の自治体で、総務省の基準モデル以外の、総務省の改訂モデルや東京都モデルに基づいて作成した計算書とは容易には比較ができないことにご注意ください。

説明は以上です。

【会長】

ありがとうございました。

各委員からご意見・ご質問等があればお願いします。

【委員】

「経費」欄にある「業務費」なのですが、ざっと見る限りほとんどの事業では計上されていません。業務費というのは具体的にどのようなものが入るのでしょうか。例えば、先ほどの411「有料ごみ処理券の交付等」に処理費用を計上すれば、先ほどの問題は解決されるように思います。また、備考欄には、先ほど事務局から説明のあった「実際に粗大ごみを処理するための費用は、この事業で歳出しているわけではない」というところまで記載しないと、これだけでは区民は分からないと思います。

それから、388「区営住宅の管理運営」には減価償却費が計上されていますよね。一般的に

減価償却というのは、いわゆる建て直すためのコストとは性格が違うので、若干コストが低めに出ます。コストとしてそれだけで見ると低めに出してしまうので、区民にもう少し大きなサービスをしているのだと伝える意味では、減価償却だけではないほうが良いように思います。ただ、これは計算書の本質的な問題でもありますから、今日は意見に留めておきます。

【事務局】

「業務費」というのは、ご指摘のとおりほとんど使っていない項目で、具体的には職員の旅費がこれに当たります。業務費として一般的にイメージするのは物件費や委託費だと思いますが、それらはそれぞれ別の項目に割り振られています。総務省の基準モデルには当該項目があるのですが、役所の場合、執行する科目、当てる科目のほとんどない、本当に細かいものになります。

【委員】

実際に粗大ごみを処理するための費用はどこに出てくるのでしょうか。

【事務局】

新宿区は清掃工場を持っていませんので、23区への分担金支出という形になります。

【委員】

その分担金を計上することはできないのでしょうか。

【事務局】

原則として基準モデルのルールに従って作成していますので、新宿区だけが独自に計上してしまうと、自治体間の比較ができなくなってしまいます。

減価償却費についても、建物の取得費を国が定めている償却期間で割って、それを1年分の計上額にしています。さらに、大規模修繕が発生した場合には、その費用を大規模修繕した年度にのせて、それを残った年数で割り返す形になります。再度同じ建物を取得する場合も、そういう形で計算しますので、減価償却費が低くなるということはありません。

ただし、減価償却費の中には土地取得費等は含まれていませんので、例えば50年の物件の計上されている減価償却費を50倍すれば同じものが建てられるというわけではありません。

【事務局（行政管理課長）】

計算書は、本来ですと、冒頭での会長のご発言のとおり、経常事業評価の前に出ると良いのですが、大元になる財政白書は、現段階でまだ公表していません。今回、そのような本当にぎりぎりのタイミングでお示ししています。計算書の活用方法としては、例えば149「新宿コズミックスポーツセンターの管理運営」ですと、このスポーツセンターを1年間維持管理するために、赤ちゃんからお年寄りまで、住民基本台帳に登録されている1人当たり1,142円を負担していただいている、すなわち、それだけの税金が投入されているということになります。これは、スポーツをする人もしない人も押しなべてこの金額を負担しているということになります。一方で、実際に利用している人はいくら負担しているのかというと、受益者負担として、「使用料・手数料等」が69万9,000円が計上されています。つまり、残りは税金が投入されているということです。受益者負担率100%であれば、区税等一般財源はほとんどゼロになるわけな

のですが、減免措置があることや、例えば減価償却費が含まれていないなど、維持管理費が全利用者の負担にはなっていないことなどから、現在はこのようになっています。これを、将来的には、減価償却費も受益者負担の対象にすべきではないかといったことを検討する素材にもなり得ます。事業別行政コスト計算書を単純に見て、1,100円も払っているのか、そんなに高いのかといった単純な発想になってしまうのではなく、どういう効果があるか、将来的にどういう資産が残るかというものをたどっていただければと思います。

【会長】

私の感想を申し上げますと、非常に貴重な資料であり、経常事業というのがそれほど大きく変わるものではないことを踏まえると、今後また経常事業を評価する機会があれば、過去のを参考資料とすることは可能だと思います。

それから、411「有料ごみ処理券の交付等」でご説明のあった「実際に粗大ごみを処理するための費用は、この事業で歳出しているわけではないので、計算書上には表れてこない」という問題については、内部評価報告書では触れられていません。なので、単純に経常事業評価書と計算書をみると、こんなにもうかっているのは問題ではないかと考えてしまうおそれがあります。外部評価委員会でも繰り返し議論になっていますが、施策の塊の中で、個別の事業がどういう位置にあるのかを説明する必要があるのだと思います。それを昨年度要求して、ヒアリングのときに説明があったのですが、その説明は形式的に、こういう計画体系の中でここにありますという、それだけのことでした。そうではなく、有料ごみ処理券等の交付というのが粗大ごみの処理の中でどういう位置を占めていて、だから全体としてもうかっているわけではないという、そういう類の説明をしてほしいと思います。計算書と内部評価のシートとを見比べてみて、そういう思いをますます強くしました。

ほかにはいかがでしょうか。

【委員】

計算書を総括的にみますと、外部評価にとって大きい視点の一つは、区民1人当たりの税負担がどのくらいかだと思います。例えば、61「地区青少年育成委員会活動への支援」は、第2部会でかなりの議論になった事業なのですが、計算書を見ますと、区民1人当たり59円の負担です。コズミックスポーツセンターに1人当たり1,000円以上の負担をしているのと比べると、随分差があるように思います。この程度の負担のためにあんなに一生懸命議論したのかという思いも少なからずあります。

やはり、できれば外部評価の前にこれを見たいのですが、出てから評価するのでは、予算の時期に間に合わないのでしょうか。

【事務局】

そうですね。次年度の予算は、既に各部が作り始めているところです。

【委員】

そうすると、どうしても間に合わないのですね。

【会長】

計算書については、扱い方、いかし方が難しいことが以前も事務局から出されてきました。59円に過ぎないと本当にいえるかどうか、実際には分からないですよ。

【委員】

会長のご提案のとおり、次の経常事業評価の機会に活用するのが良いと思います。

【委員】

今回の経常事業評価は来年度までで一区切りですから、次の機会にいかせると良いですね。

【事務局】

ご指摘のとおり、今回の経常事業評価そのものが来年度までであり、次の総合計画期間にどのような形で評価するのかはまだ整理されていないところです。

計算書についても、基準モデルの考え方そのものを見直す動きが総務省の新公会計研究会で出され、新たな統一モデルが来年少されることになっています。そうすると、全ての自治体で同じように比較ができるようになると期待されています。

【委員】

先ほどの業務費については、冒頭の見方のところに説明があっても良いと思います。

それから、コズミックスポーツセンターの区民1人当たりの負担が1,142円で、地区青少年育成委員会（以下「育成会」という。）と比べて大きいというご意見がありましたが、この事業については、コズミックスポーツセンターで行われている事業全体として使っているわけですから、単に区民がここで運動するためだけの経費ではないのだということをご理解いただきたいと思います。

【委員】

総合的にみるとそういうことが分かりますよね。

【事務局】

また、建物と一体となっているサービスの提供というのは、建物の減価償却が含まれるため、どうしても1人当たりの負担は大きくなりがちです。

【委員】

育成会はコミュニティですからね。

【会長】

ほかにはよろしいでしょうか。

では、計算書については各自でご確認いただき、次回以降の審議にいかしてください。

次に、経常事業評価の取りまとめです。

今回は、経常事業で「適当でない」と付けられた項目のある事業について審議します。

お手元に配布されている、各部会で審議した取りまとめ案を基に、まず各部会長から部会ごとの評価や審議内容全体の概略をご説明いただき、その後、各事業の審議に入ります。

第1部会からお願いします。

【第1部会長】

はい。

第1部会は、15の経常事業を評価しました。

「適当でない」と付けた項目のある事業はありません。

全体的な傾向として、事業の目標・指標については少し工夫が必要ではないかという意見が出されました。例えば、332「住宅資金の融資あっ旋利子補給」、342「建築許可・確認等事務」、343「建築相談等」については、もう少し適切な指標が設定できるのではないかという意見が出されました。また、409「一般廃棄物の収集運搬業務」、414「新宿中継所の管理運営」については、目標・指標が設定されていないのですが、何か設定すべきではないかという意見が出されました。

それから、先ほどの会長のご意見と同様で、例えば、445「地域に根ざしたみどりの普及や啓発」のように複数の部署にまたがるような事業については、部署ごとの施策の体系や関連性など、総括的な説明をしてから内容を示していただくと、非常に分かりやすくなったような印象が、計画、経常ともにありました。

私からは以上です。ほかの委員から補足等があればお願いします。

【会長】

第1部会の方、どうでしょう。よろしいですか。

なお、取りまとめ終了後にも、各委員から、審議全体を通しての感想をお聞きしますので、何かあればそのときをお願いします。

では、次に第2部会をお願いします。

【第2部会長】

はい。

第2部会は、19の経常事業を評価しました。

全体に、不要というよりは、必要でありむしろもっと充実させてほしいという意見が多くなりました。

61「地区青少年育成委員会活動への支援」、120「教育センターの運営」及び131「女神湖高原学園の管理運営」の3事業について、「適当でない」と評価した項目があります。

61「地区青少年育成委員会活動への支援」は、事業が無駄ということではなく、育成会の活動が本来の趣旨とずれてきているのではないか、また、やり方が本当に区民のニーズに合っているのかといったことを、一度考え直す必要があるだろうという趣旨です。

120「教育センターの運営」も、教育センターそのものの必要性は認めた上で、教育の状況を考えればもっと活動を進めてほしいのに、区民感覚からの期待に比べると、今回の内部評価からはそれがみえないという趣旨です。

131「女神湖高原学園の管理運営」は、子どもたちの郊外活動の場を確保することの必要性・重要性は認めながらも、女神湖高原学園がそういった場として適切なのか、内部評価からは読み取れなかった。むしろ、厳しい言い方ですが、施設ありきになっているのではないか、もっと区民のニーズに応えた形でやるべき性格ではないのかという趣旨です。

以上です。

【会長】

ありがとうございました。

第2部会員から補足等があればお願いします。

【委員】

61「地区青少年育成委員会活動への支援」については、育成会と同様に青少年育成に関する活動を展開している団体が、町会連合会、地区協議会、地域センター管理運営委員会など多くあります。また、これらの団体は、構成員等が重複していることも多く、事務が重なってしまっている印象を受けます。

それから、区が、新宿区の青少年の課題をどのような認識で捉えているのか、内部評価から読み取れないことが、大きく議論になりました。例えば、居場所の問題、健全育成、環境浄化等への対応などがなく、行事を行っているだけの印象を受けます。もちろん行事が悪いということではないのですが、それ以外にもやるべきことがあるだろうということです。区が助成している事業は、どの地区も大体同じで、行事が中心です。青少年に関する課題を解決していく方向を示す事業が必要ではないかという思いで、「適当でない」と評価しました。

120「教育センターの運営」についても同様で、公教育に関し新宿区の小・中学校が抱える課題があるのではないかと。また、新宿区の特徴のある公教育を行い、学力を向上する必要があるのではないかと。そういった視点が内部評価にないことが議論になりました。

新宿区民は、私立の学校へ行く傾向が顕著にあるようです。区内の小・中学校も、私立に匹敵するような特色ある教育目標を掲げてできないものかと思います。教育委員会は、学校管理などを中心に行っているのだと思いますが、教育センターならば、そういう新宿区民のニーズに合った教育目標や学校教育運営の指針を出す機能を持っているのではないかと。内部評価からはそういう視点が見えず、もう少し改善の余地があると考え、「適当でない」と評価しました。

131「女神湖高原学園の管理運営」については、端的に言って交通アクセスのことが議論になりました。新宿を8時9時に出発しても、到着は午後1時くらいになってしまいます。そうすると、2泊3日で企画しても、ゆっくり自然体験できる時間は1日しかありません。女神湖の場合はスキー教室ができるという大きな利点もあるのですが、やはり距離的な問題は考えなければいけないと思います。内部評価でも多くの項目を「要改善」としているのですが、「目的又は実績の評価」は「適切」とされています。これは「適当でない」と評価し、「要改善」とされているものは「適切である」と評価しました。

以上です。

【会長】

ほかにはよろしいでしょうか。

では、次に第3部会について私からご説明します。

第3部会は、23の経常事業を評価しました。

「適当でない」と付いた項目のある事業は、11「コミュニティ活動補償制度」及び145「区民ギャラリーの管理運営」の二つです。そのほかにも、各委員からは「適当でない」と付けら

れたのだけれど、審議の結果「適当である」としたものがあります。

全体に、長年、ある意味検証されずに行われてきた経常事業を評価することについて、まだ所管が慣れていないところがある印象を受けました。例えば、政策目的、事業の効果、今後の方向性などを説得的に説明していない事業が多いように思います。特に、ヒアリングの場合に非常に印象深くて、聞いていると、確かに良い事業だし、意義は分かるのですが、納得し切れないところがあって、評価は「適当である」としても、結構きつい意見を付すことができました。

私からは以上です。第3部会員から何か補足等があればお願いします。

よろしいでしょうか。

では、個別の事業の審議に入ります。

第1部会は「適当でない」と付いた事業はないとのことなので、第2部会から始めます。

まず、事務局から「適当でない」と付いた事業について、概要と評価の理由等をご説明ください。

【事務局】

はい。

まず、61「地区青少年育成委員会活動への支援」です。

本事業は、育成会が行う事業への助成、後援会への講師の派遣、合同研修会等の合同行事への助成等を行うことで、青少年の健全育成活動の活性化を図ることを目的とした事業です。

育成会は、昭和30年に青少年の健全な活動のために、警察署が主催となって地域に設置した「補導連絡会」から始まっています。それが、昭和46年に警察から各地区へ主体が移り、名称が「地区青少年対策委員会」となりました。さらに、平成13年に、青少年の健全な育成を目指すものへと目的を変更し、名称も「地区青少年育成委員会」という現在のものに見直されて、今日に至っています。町会・自治会の方、民生委員の方、PTAの関係者の方などで構成されています。規模は地区によって大きく違っており、70名から80名程度の地区もあれば、160名近いところもあります。委員は、基本的にはボランティアとしてご活動いただいています。

本事業は、61-1「地区青少年育成委員会活動への支援（合同行事等）」（以下「合同行事等」という。）及び61-2「地区青少年育成委員会活動への支援（事業助成）」（以下「事業助成」という。）の二つの予算事業で構成されています。

61-1「合同行事等」は、「行事支援」、「地区青少年育成委員会会長会等の実施」及び「地区青少年育成委員会合同研修会実行委員会等の実施」の大きく三つの取組に分かれています。

「行事支援」は、毎年11月に、牛込警察署が主催し、笹笠町、早稲田及び若松地区の育成会が共催して行われている「私たちとおまわりさんとのマラソン大会」を、区が後援することにより支援しているものです。「地区青少年育成委員会会長会等の実施」は、各地区の育成会会長に一堂に会していただき、青少年の健全育成に関する情報交換や区との意見交換を行うものです。「地区青少年育成委員会合同研修会実行委員会等の実施」は、各育成会を対象に講演会や施設の見学会などの合同研修を実施し、青少年の健全育成に対する理解と認識を深め、スキル

アップを図るものです。平成25年度の活動実績としては、合同研修会に79名の方にご参加いただいたほか、合同研修会講演会には93名のご出席がありました。また、マラソン大会には475名の小・中学生が参加しました。参加者は毎年増加傾向です。

61-1については以上です。

61-2「事業助成」は、育成会が実施する青少年の健全育成活動の活性化を図ることを目的に助成金を交付する事業です。補助対象は、内部評価書の事業経費欄の右下、備考欄にある(1)から(6)までのとおりです。(5)「自然が豊かな地域の青少年との交流事業」というのは、新宿区外の子どもたちとの交流を深める性質の事業について、1団体につき3台を上限にバスの経費を補助しているものです。平成25年度の実績としては、10地区延べ97事業に対し補助を実施しました。

予算事業については以上です。

次に、評価の内容についてご説明します。

「サービスの負担と担い手」から「総合評価」まで、全ての項目について「適切」と内部評価しています。「事業の方向性」は「継続」です。この内部評価に対し、第2部会では「効果的・効率的」及び「総合評価」の二つの項目について、「適当でない」と付けられました。

「効果的・効率的」について、内部評価は、「会長会や合同研修会実行委員会では、各地区の活動内容や委員の研修内容を話し合うとともに、様々な情報交換も行っています。他地区の取組を学んだり、有意義な研修を実施したりすることで、委員のスキルアップと各育成委員会の活性化につながっていることから適切です。また、補助金については、区が地区育成委員会の会計担当者を集め、補助金事務説明会を開催しており、これを受けて各地区が適正で効率的な補助金執行に努めています。」としています。これに対し、「地区青少年育成委員会の実施する行事を支援し、講演会等を行っていることは理解できるが、区が地区青少年活動に対し、どのような課題があると考えて支援を行い、具体的にどのような成果が出たのかを示さないまま、効果的・効率的と評価していることは適切ではない。」とのご意見です。

「総合評価」について、内部評価は、「地区青少年育成委員会は、地域に根ざした活動として40年以上の実績があります。さらに、子どもを取り巻く環境の変化や、育成委員会の方々のニーズに合わせて合同研修会実行委員会の内容等に改善を加え、地区青少年育成委員と協働しながら、地区青少年育成委員会の活動の支援を図っているため適切です。」としています。これに対し、「長年にわたり地域性をいかした活動を行っている地区青少年育成委員会に対し、支援を行うことの重要性は理解できるが、青少年の健全育成の課題は多様化、複雑化していて、新宿区特有の問題もある。また、警察署が主催となって地域に設置した補導連絡会から地区青少年対策委員会を経て現在の地区青少年育成委員会になり、今日に至る間に団体の目的、性質等も大きく変わり、青少年活動推進委員、地区協議会など、類似した目的や活動を行う団体もみられるようになった。区として地区青少年育成委員会に何を期待し、どのように連携していくのかを明確にした上で、どのように支援を行っていくか検討する必要があるのではないか。」というご意見です。全体に、区が青少年の健全育成についてどういった課題を持っている

るのかを明確にする必要があるというご意見です。ただし、育成会というのは区とは別個の団体ですので、外部評価又は内部評価の中で育成会そのものについて何かをいうことはできません。あくまでも、育成会と区との関係、区が育成会に何を求め、どのように支援していくのかといった視点からご審議をいただいています。

事務局からは以上です。補足等があればお願いします。

【第2部会長】

第2部会の議論の中で一つの視点となったのが、事業の目標・指標です。育成会への補助金の執行率を96.4から97%にすることを指標としているのですが、お金を出すことが目標になっているようにみえます。行事があつて、それにお金を出すことが目標で良いのだろうか。本来であれば、この事業が区民にとってどうなのかが分かる、例えば参加者がこれだけ広がったといったものを指標にするべきではないかという話になりました。そういう意味で、この指標では評価すること自体が難しい、視点がずれているのではないかという議論になりました。

【会長】

確かに目標・指標としてはニュアンスが違う気がします。

経常事業における指標の設定については、第3部会でも、難しいことは理解しながらも、全体的に厳しい評価に傾く場面があつたように思います。

では、第2部会員からの補足等のほか、その他の部会の方から意見・質問等があればお願いします。

【委員】

第2部会の指摘は、的を射ていると思います。

そもそも、事業目的に、「合同研修会等の合同行事等への助成を行い、青少年の健全育成活動の活性化を図ります。」とあるのですが、本来はそれが区民のニーズに合っているのか、どのように青少年の健全育成につながったのか等を評価することが求められるのではないのでしょうか。育成会の活動そのものは単なる手段なのだと思います。

【委員】

補足いたしますと、多くの育成会で、設置目的に「環境浄化」がうたわれています。しかし、内部評価では環境浄化に触れていません。区民の目線で見ると青少年に対する環境浄化が適確に行われているかどうか分かりません。それほど環境は悪くなくとも、課題はかなりあるだろうと思いますから、そういった視点が内部評価の中には見られないことが、この第2部会の評価の根底にはあります。

【会長】

地区青少年育成委員というのは、地方自治体の長から委嘱される、いわゆる行政職委員の一つですよね。恐らく、委嘱に当たっては、いろいろな実態はあるかと思いますが、それなりの気持ちでなつていただいているはずですよ。そういう気持ちをいかして、存分に活躍していただけるよう支援することがこの事業の目的であろうと考えると、行政側の政策的態度などが、やや適切さを欠くというか、もう少し頑張つてほしいという評価になつたのだろうと思います。

評価をみたときは、少し厳しすぎるようにも思いましたが、各委員のご意見を聴くと、このままで良いようにも思えます。

いかがでしょうか。

【委員】

40年も続いていることは、すごく歴史があって立派なことだとは思いますが、40年前と現在では、子どもたちを取り巻く環境が全く違ってきますので、その辺を見直していく必要があると思います。育成会自身も、もっと若い方を取り入れるなど、形を変えていけるよう少し考え直すべきかもしれないと、皆さんの意見を聞いて思いました。

【委員】

感想なのですが、第2部会がこのような決めたことは大切だと思います。確かに行事ありき、そのためにできるの事を一生懸命やっているだけで、もともと育成会は何をしなければいけないのかというところまでは議論できていないと思います。

助成金を出すことは手段でしかないのに、それが目標になってしまっているのもそのとおりだと思います。

【委員】

育成会というのは、確かに子どもの健全育成も考えるのですが、PTAや町会とのつながりができるところでもあります。PTA、町会、育成会に参加すると、地域の中の子どもが見えてきます。また、それらが関わりを持つことで、例えば町の防災訓練にPTAが参加するようになるなど、町の強化につながります。

あとは、先ほどの説明にもあったとおり、地方との子どもたちの交流を図ることができます。都会の子どもが、親から離れて地方に行って活動することはなかなかできません。地域によって活動方針は違うとは思いますが、そういった経験ができる意味でも、育成会は貴重な場だと思います。

【委員】

今のご発言からも分かるとおり、育成会の各委員は、それぞれにしっかりと思いを持って活動しているのだと思います。だからこそ、それに対する行政側の支援が適切なものになっているのか、政策的な態度や考え方を、もう一回よく点検してほしいと思います。

【委員】

一方で、過去からの経緯の引継ぎや、活動内容の見直しなどがされてこなかったのも確かだと思うので、そこは必要になると思います。

【委員】

今論議されたことは、平成22年度の補助事業評価結果でも同じようなことが指摘されていて、区長の総合判断でも補助事業の趣旨の明確化、補助要領の見直しを行っていきますとされていますので、そこから変わりがないのだと思います。

【会長】

では、評価の継続性の意味でも、第2部会の意見を外部評価の意見とすることでいかがでし

ようか。

<異議なし>

次に、120「教育センターの運営」です。

まず、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

はい。

教育センターは、新宿区における教育を振興し、その充実を図るために設置している施設で、教職員の研修を始め、教育に関する調査・研究や教育相談等の事業を行っています。

10もの予算事業で構成されているので、それぞれ概要だけご説明します。

120-1「運営費（教育研究調査員報酬等）」は、教育研究調査員として非常勤職員を採用し、新宿区における教育の振興と充実を図るために必要な調査・研究や小・中学校の経営に対する助言等を行うことで、教育の向上を図るものです。

120-2「運営費（教育相談）」は、区内の幼児、児童・生徒及びその保護者も対象として、子どもの性格、行動、心身の健康、知能・学力等の問題や悩みごとに、面接又は電話での相談により応じる事業です。また、小・中学校全校に、教育相談の支援として、スクールカウンセラーを派遣し、児童・生徒又は保護者へのカウンセリング等を行っています。

120-3「運営費（科学教育）」は、プラネタリウムです。プラネタリウムを使用し、区立学校の幼児、児童・生徒への天体学習としての投影及び区民の方への一般公開として、プラネタリウム番組を投影している事業です。

120-4「運営費（視聴覚教育）」は、学校教育に必要なDVDなどの購入、整備、保管及び貸出しを行う事業です。

120-5「運営費（ことばの教室）」は、聴覚及び言語に障害のある児童・生徒に対して、聴覚言語指導員による聴覚管理、言語訓練、日常生活の指導及び相談等を行うことで、障害の改善を目指す事業です。

120-6「運営費（つくし教室）」は、区立の小・中学校に在籍している不登校の児童・生徒に対し、集団生活への適応、情緒の安定を図ることで、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善や、その不登校の状態の改善等を図るもので、相談、適応指導等を行う事業です。

120-7「運営費（サイエンス・プログラムの推進）」は、区立小・中学校における理科教育の活性と充実を目的として、児童・生徒の理科学習への興味、関心を高めるため、理科支援員や理科の実験名人を派遣したり、新宿版サイエンス・パートナーシップ・プログラムを早稲田大学との協働により行ったり、理科実験教室などを行ったりしている事業です。なお、理科支援員は、今年度から観察実験アシスタントに名称が変わっています。理科実験名人というのは、大学の教授の方や、元理科の教員の方です。

120-8「運営費（新宿子どもほっとラインの運営）」は、いじめ等の問題の早期発見及び問題解決の支援を行うため、教育センターの開設時間外や、土曜、日曜、祝日などに電話の相談窓口を開設することで、児童・生徒又は保護者からの相談を受け付けるものです。

120-9「設備整備」及び120-10「一般管理費」は、施設そのものの管理運営費になっていますので、説明は省略します。

予算事業については以上です。

次に評価の内容です。内部評価は、全ての項目について「適切」と評価しています。「事業の方向性」は「継続」です。これに対し、第2部会からは、「総合評価」について「適当でない」と付けられました。

評価の理由ですが、内部評価は「教育センターの運営は、小・中学校の元教育管理職を含め非常勤職員によって行っているため、区立学校等との連携が十分に図られ、経費も押さえられて効果的・効率的に執行できています。各事業を円滑に執行することによって区立学校の教育活動を支援していくことになるため、引き続き事業を行っていくことが必要あり、適切です。」としています。これに対し、第2部会からは「『新宿区における教育を振興し、その充実を図る』という教育センターの役割に対し、内部評価の中では具体的な課題や方向性がみえない。また、教育センターの役割を踏まえた調査・研究の主題や内容、方法等が示されていないこと、教育センターの運営が元教育管理職等によって支えられていることによる課題が示されていること等を勘案すると、今後改善が必要であるとの認識が示されるべきではないか。」とのご意見です。全体に、新宿区が、教育というものに対し、現在どのような課題等を持っていて、それに対しどのように取り組んでいくのか。また、その中で教育センターの果たすべき役割は何なのかを明確にした上で内部評価すべきではないかというご意見です。ちなみに、第2部会では、昨年度、教育センターの視察を行っていきまして、その場での説明等も踏まえて評価を行っていただいています。

事務局からは以上です。

【会長】

ありがとうございました。

では、補足、質問、意見等をお願いします。

【委員】

元教育管理職というのは校長先生のことを指しているのでしょうか。

【委員】

大体は校長先生ですね。

【委員】

その方たちは、どのような仕事をやっているのでしょうか。

【事務局】

主として、120-1「運営費（教育研究調査員報酬等）」の教育研究調査員として、各学校や教育委員会事務局の課題について、他自治体の取組や先進的な事例等の情報収集や、それに基づく資料づくりなど調査・研究等を行っています。

【委員】

退職校長の人数というのは毎年何人くらいなのでしょう。年によって違いますか。

【事務局】

そうですね。また、定年年齢に達しても、再任用を選ぶ方もいるので、あらかじめ人数を把握するのはなかなか難しい状況です。

【委員】

「教育センターの運営が元教育管理職等によって支えられていることによる課題」というのは、どこかに示されているのでしょうか。

【事務局】

内部評価の「改革改善の内容」に、「年度によって、非常勤教員の配置人数に変動があり、事業を安定して継続することが課題となっています。」とあります。

【委員】

その部分を指しているのでしょうか。

【委員】

税金を払っている区民としては、新宿区の公教育のあり方について、非常勤に支えられているようでは駄目だと思います。現役の、若いフレッシュな、それこそ社会に通じるような研究者にやってほしい。退職校長がいけないということではなく、もっと若いセンスを教育の中に入れる必要があると思います。ですから、「非常勤職員によって行っているため経費も押さえられ」などというのはとんでもない。ここに経費を使っても、区民は文句は言わないと思います。区民は、新しい教育を要望しているし、非常勤に支えられていることを妥当とするこの評価は「適当でない」と評価します。

また、区の教育の振興をするわけですから、区の教育の課題は何なのか、地域の特色は何なのか、そういったものがみえなければいけないと思います。

それから、事業の目的に「教育に関する調査研究」とあるのに、どのような主題、課題について、どのような方法で調査研究し、どのような成果があったのか、内部評価には記載がありません。教育センターとして、そういったものが書かれていなければ、ほかのどこに書くのかという気がします。

【委員】

視察に参加したときも、非常にクールな説明で、やることをやっているに過ぎないという感じで、評価についてもそのような印象です。今日的に非常に重要な課題であり、社会が曲がり角に来ているのですから、もう一步踏み込んだ評価に期待したいところです。

例えば、第2部会の意見に加えて、「協働」の欄に、個々の学校、PTA、父兄と課題や悩みを共有し、それを解決していく場として、一步踏み込んだ行政サービスを組み立ててほしいといった意見を出しても良いかもしれません。

【委員】

協働の視点からももう少し意見しても良いのではないかということですね。

【委員】

計画事業、経常事業ともに、教育委員会の事業は、内部評価の記載やヒアリングでの説明が

明確でない傾向がありました。

【委員】

退職校長が再任用にという説明がありましたが、小・中学校の教員の人件費は東京都から出ていますよね。再任用になるというのはどのような位置付けになるのでしょうか。

【事務局】

少々ややこしいのですが、教育センターに配置になる退職校長の場合、年によって東京都が配置する場合と、区が独自に配置する場合があります。また、再任用制度については、フルタイム再任用というものができた関係で、定年になった後、希望すれば校長のまま学校に残ることもできます。都が配置するときは、都の負担で再任用という形になります。区が配置する場合、区がお金を出すので非常勤という形になります。

なので、年によって、東京都が配置するか否かにより区の持ち出し分が変わることになります。そのため、区の力だけではなかなか解決できない不安定な要素があります。

【会長】

そういう事情は、それなりに理解するしかありませんね。

ほかにはいかがでしょう。

非常に広範な役割を果たしているセンターであるならば、確かに功成り名遂げた先生を中心に構成されているのは、人事配置として少々いびつな感じもします。恐らくいろいろなところと連携しているのですが、例えば文部科学省のいろいろな研究所などと、若手のバリバリの教員を引き抜いて研究員にしています。そういった若い活力をいかそうという取組と比べると見劣りしてしまいますね。

【委員】

そもそも何を調査・研究しているのかの説明も非常に曖昧でした。

【委員】

ヒアリングで質問したときにそうでしたね。

【委員】

何か問題が出たらやるよといった説明だったので、これはちょっとという感じがしました。

【委員】

いろいろな経験をされている元校長をいかすことは良いと思うのですが、そういう層だけで構成されていると、活力という点でどうなのかなという気がします。

【事務局】

教育センターの事業運営については、退職校長だけでやっているわけではなく、実際は都費で教育委員会に配置になっている指導主事、区費で配置している指導主事などの教育委員会事務局所属になっている充て指導主事が一緒にやっています。こうした行政系教育管理職等も教育センターの運営に携わっています。そういう意味では、若手が入っていないというわけではありません。

【委員】

確かに、指導主事はバリバリですよ。

【会長】

分かりました。

ほかにはいかがでしょうか。

【委員】

第2部会としても、ことばの教室やつくし教育などの取組は、一生懸命やっているし、成果も出てると高く評価しています。ですから、10の予算事業が全部駄目だといっているわけではありません。しっかりとやっている部分もあるし、もっと伸ばすべき部分もあると思います。教育センターにもっと力を発揮してほしい。ただ、そういう立場から、教育センターが新宿の教育全体で担う役割や研究内容を聞いても、何かもごもごという感じで要領を得ませんでした。研究課題は各研究員が自発的に出すのか、教育委員会から提起するのかと聞いてももごもごもご、どのような成果があって、その成果をほかの学校に広げるような努力はしているのかと聞いてももごもごもごという感じでした。それであれば、研究の成果や学校評価の内容はどこでみれるのか聴くと、教育委員会の中においてあって一般の区民はみられないということなのです。だから、教育センターが区の教育を引き上げているという一番大切なところが感じられませんでした。区民からすれば、一番知りたいその部分です。どう教育をしていきたいのか、どういうふうに上げていきたいのか、そこがみえなかったため、「適当である」とは評価できませんでした。

それから、事業開始年度が「不明」となっている事業が複数あったのですが、これは分かるだろうという気がしました。

【委員】

確かに、開始年度が「不明」となっている事業は全般にみられました。

関連して、先ほどの育成会もそうなのですが、途中で事業の趣旨が変わったり、名称が変わったりした事業について、事業開始年度の考え方が統一されていないことが気になりました。恐らく、事務局が何らかの基準を定めていると思うので、それを徹底してほしいと思います。

【事務局】

原則として、事業の名称が変わったり、仕組みが変わったりした場合でも、根っことなる大もとの事業がいつから開始されているのかを記載することとしています。ただ、事業の8割が変わって、2割は元を引き継いだものや、大幅な法令改正があって根拠が変わった場合など、個別に判断が必要なものもあるので、完全に統一することは難しい面があります。

【会長】

教育センターの取組は新宿区ならではであり、他自治体の住民からすれば非常にうらやましいものがあると思います。それらに対しては非常に高い評価をしながらも、足りないように感じる部分に目を向けてほしいということで、所管課に誤解されることもなかろうと思いますので、基本的には第2部会の結論を委員会の結論とすることで良いでしょうか。

<異議なし>

次に、131「女神湖高原学園の管理運営」です。

まず事務局から説明をお願いします。

【事務局】

はい。

本事業は、区の公の施設である女神湖高原学園の管理運営を行うものです。本施設では、区立小・中学校の児童・生徒を対象とした校外教育活動及び一般の区民等への貸出しを行っていますが、校外教育活動の実施については「移動教室の運営及び夏季施設の運営」という別の事業でみています。なので、今回の説明では、主として一般の区民等への貸出しについてご説明します。

本施設の管理運営については、指定管理者制度を導入しています。現在の指定管理者は、株式会社フジランドが公募により選ばれています。指定管理者制度の導入は平成17年からで、今期で3期目です。今期は平成25年から開始しており、指定期間は5年間です。

131-1「施設の管理運営・女神湖高原学園借地料」及び131-2「設備整備」の二つの予算事業で構成されていますが、131-2については、施設そのものの管理運営事業なので、主に131-1について説明します。

指定管理者制度を導入している施設では、毎年度事業評価を行っています。本施設は、平成23年度、24年度ともに総合評価「B 適正に行われています」と評価されています。特に、学校利用者に対する支援や、従業員の接客態度については高く評価されています。一方で、区として検討すべき点として、女神湖高原学園開設から17年以上が経過しており、修繕等の問題も今後出てくるので、集客率の向上等と合わせてそういったことも考えてほしいという評価をされています。

この内容も受けて、内部評価では、「サービスの負担と担い手」、「手段の妥当性」、「効果的効率的」及び「総合評価」について「改善が必要」としています。さらに、「事業の方向性」は「手段改善」です。総括して「事業の方向性」の評価の理由を読み上げますと「平成30年度からの次期指定管理期間に向けて、より効果的で効率的な事業のあり方について検討を行います。また、学校棟と区民棟が一体的になっている施設の特性を踏まえた管理のあり方について検討します。」とされています。

これに対し、第2部会からは、内部評価が一つだけ「適切」とした「目的又は実績の評価」について「適当でない」とご評価いただいています。評価の内容としては、「内部評価」は「区立学校全校が安全かつ安定的に校外教育活動を行うことができているため、施設設置の目的は達成しているといえます。また、立地の交通の便が悪く、一般の宿泊施設としては不利な条件であるにもかかわらず、最寄駅からの送迎サービス、新宿発のバスツアーの実施などの工夫により、南(区民)棟の年間平均稼働率36%、ハイシーズンでは稼働率80%以上の利用状況となっており、生涯学習活動の場の提供に寄与しているため、適切です。」としています。これに対し、「区として、子どもたちや区民に対しどのような校外活動又は生涯学習活動を提供したいのか、ポリシーがみえない。特に、校外活動への利用に際しては、移動時間に半日を費や

すアクセス面などから、児童・生徒への心身の負担や十分な教育効果が出ているのか等を考慮する必要がある。本来はまず目的があって場所が決まるものだと考えるが、場所ありきの考え方になっていないか。」というご意見をいただいています。冒頭に部会長からご説明があったとおり、「女神湖高原学園があるのだからそれを使わなければ」という考え方に縛られているのではないかとといった点が主眼になっています。また、アクセスの面についても、移動におおむね4時間を要するというので、大変な部分があるのではないかとのご意見です。

説明は以上です。

【会長】

ありがとうございました。

ご意見・ご質問・補足等があればお願いします。

【委員】

女神湖高原学園でスキー教室が開かれるのはすばらしいことだと思います。確かに移動には時間が掛かります。しかし、東京から雪があるところに行くためには時間を掛けるのはしょうがないと思います。アクセスが良いところに行こうとすれば、新幹線の使用など交通費が掛かってしまうでしょう。教育的に、自然を見付けるには時間とお金が掛かることを教える意味もあると思います。

【委員】

それは分かります。

【委員】

スキーはそうでしょうけれど、スキーだけではありませんから。

【委員】

そうですね。夏場が少ないのです。

【第2部会長】

今のご意見はそのとおりだと思います。

むしろ、第2部会としてもそういった理由が付されていけば納得しました。時間とお金を掛けてでも女神湖高原学園を使わなければいけない理由やポリシーを示してほしかったというのが私たちの思いです。しかし、内部評価でもヒアリングでも、教育センターと同様、もごもごもごというはっきりしない説明しかありませんでした。

【委員】

部会長のご発言のとおりです。また、内部評価が「目的又は実績の評価」以外全て「要改善」としているのに、この項目だけは「適切」としている。この理由もはっきりしません。むしろ、この部分があるために、改善はするけれど「目的又は実績の評価」は「適切」だから女神湖高原学園の中で改善をしていくのだというようにみえてしまいました。

はっきりとしない教育委員会に対し、区民にもっと主張や考えを伝えて、同意を得られるようにしてほしいという意味で、このような評価をしています。

【委員】

確かに、ヒアリングできちんとした説明がなかったというのは、問題提起をしても良いと思います。

【委員】

それから、特に学校棟については、施設の老朽化や設備の使い勝手の悪さを感じます。少しサービス精神に欠けていると思います。

【委員】

魅力がないと、地域のイベントなどで使用するときにも、なかなか新しい参加者を呼び込めないのが現状です。

【委員】

実態が見えてくるのですね。

【委員】

恐らく、所管もその辺りは理解しているからこそこの内部評価なのでしょう。そういう意味では、第2部会と方向性がそれほど違ってもいけないのだし、第2部会の評価をそのまま委員会の評価としても良いと思います。

【委員】

私も、第2部会の結論に賛成です。こういった事態に至るのは、そもそもこういう区の行政サービスに対し、区民の参加を求め、意見を聞いて、一緒により良い施設を運営していこうという協働の姿勢が平素からないからだだと思います。そういう意味では、協働の視点に「区民の目線や時代感覚に合っていないように思う。協働の視点からの事業運営も考えるべきではないか。」といった指摘をしても良いと思います。

【委員】

そうですね。

【会長】

ただ、この事業は指定管理者制度なので、今年度は機械的に協働の対象外となるルールです。事務局からそういう指針が示されていますので、所管に意見をすることはどうでしょう。むしろ、総括的な意見の中に、このルールについてはもう少し深く考えても良いのではないかと問題提起をするのが良いように思っています。なので、協働についてはそのときに審議することとして、この事業に対する評価については、第2部会のとおりとすることでいかがでしょうか。
<異議なし>

第2部会については以上です。

次に、第3部会の担当する事業に入ります。

まず、11「コミュニティ活動補償制度」です。

この事業については、保険料の算定が主として話題となりました。コミュニティ活動補償制度そのものは、地域活動者たちが安心して活動できることを目指している非常に良い制度であり、そこに異論があったわけではありません。ただ、主として保険料算定について、本当に大丈夫なのか、検証がもう少し必要ではないかという意見から、「適当でない」と評価しました。

詳細は事務局からお願いします。

【事務局】

はい。

「コミュニティ活動補償制度」は、区民が奉仕的な活動を行う過程で発生した事故による損害を補償することで、安心して活動に取り組める環境を整備し、コミュニティ活動の推進を図ること、区が保険料を負担し、事務手続を行うことで、各地域団体の経済的負担を軽減し、事務量の削減を図ること、及び補償額の平準化により公平に対応することを目的とする事業です。

平成22年度にスタートした事業です。それ以前は、区内で行われるコミュニティ活動については、各地域団体や区の事業所管課が個別に保険会社と契約して保険に入っていました。それを、地域文化部が一括して保険会社と契約し、対応するものです。

補償の内容は、「傷害補償」、「賠償責任補償」及び「疾病死亡弔慰金補償」です。補償の対象は、区民又は区内に活動拠点を置く地域団体が、広く公共の利益を目的として、計画的・継続的に無報酬で行う国内における活動です。

内部評価は、いずれも「適切」で、「事業の方向性」は「継続」です。これに対し、第3部会の評価からは「目的又は実績の評価」について「適当でない」とされました。

評価の理由として、内部評価は「この制度によりコミュニティ活動の推進が図られたか否かの調査は困難ですが、区及び地域団体の事務量軽減に寄与しています。事業を知らずに補償金の請求漏れとなることがないように、引き続き周知に努めます。」としています。これに対し第3部会からは「各地域団体の経済的負担を軽減し、事務量の削減を図ることを目的として区が保険料を負担し、事務手続を行うということである。確かに、各地域団体単位では負担の軽減が図られていることだろう。しかし、区が保険料を負担するということは区税が投入されているということである。であれば、本制度が適正に運用されているか制度検証を行うべきと思うが、内部評価の記述からはそれを伺い知ることができず、ヒアリングにおいても判然としなかった。保険料の設定等、適切な制度検証がなされないまま制度を運用していった場合、結果的に全体としての経済的負担が大きくなるおそれもあるため、内部評価として『適切』としたことは『適当でない』とする。」というものです。

内部評価を確認した段階で、制度検証についての記述がないことは気になっていたそうです。特に、内部評価書の目標・指標の備考欄にある「区全体のコミュニティ活動を把握することも困難」という記述について、区全体のコミュニティ活動を補償の対象としているのに、その総体を把握はできずに、どうして制度が運用できるのだろうかという疑問に思われたとのことでした。ただ、事業所管課としては、把握しなくても事後的に区に報告をいただければ補償はおおり、むしろそれがメリットと考えているとのことでした。保険料については、区の人口、事業開始以降の補償金額の支払実績等を勘案して設定されており、コミュニティ活動の総体が補償料の設定に関わっているものではないとのことでした。

これに対し、確かに、事前の報告をせずとも事後に報告すれば補償金がおおりる区民にとって使い勝手の良い事業ではあるものの、適正な制度検証をしないまま事業を継続していった場合、

コミュニティ活動の総体以外の要素で保険料が変動し、高額になり、経済的負担が制度開始よりも大きくなるおそれもあることから、「適当でない」というご意見をいただきました。

説明は以上です。

【会長（第3部会長）】

ありがとうございました。

特に、目標・指標に何も書いていないのが印象的でした。確かに指標の設定が難しい事業だとは思いますが、この種の制度はほかの自治体でも行われているので、そちらと比較すると、「周知に努めていきます」とあるので、周知率を測るなど、指標の取り方はいろいろあると思います。そのため、指標の検討を要望する意見にまとめました。すなわち、「適当でない」としたのは問題提起です。

私からは以上です。意見、質問、補足等があればお願いします。

【委員】

要綱に基づき、競争で保険会社を決めるのですが、補償や保険に関するノウハウがあまりないため、一番安いところ決めていきますという説明がありました。そうすると、民間に丸投げみたいになります。また、選定に参加する保険会社も1社か2社しかないとのことなので、このまま継続していくと非常に曖昧な制度になってしまうように思います。

【事務局】

補足しますと、初年度は特命随意契約で事業者を指定したのですが、2年目以降は見積競争で選定しています。25年度ですと、2社で見積競争をしたのですが、1社は仕様書の要件を満たさなかったため、残りの1社と契約をしたとのことでした。

【委員】

確かに不安ですね。

【委員】

損害保険会社は、新宿に拠点を置いている大きいところだけでも相当あります。にもかかわらず、1、2社しか出てこない。周知が徹底できていないのかもしれませんが。そうすると、趣旨は良くても、やり方には不安を感じます。今後は、もう少しよくみていかなければいけないと思います。

【委員】

町会のお祭りなど、町会単位での活動は良くて、商店会でやるお祭りは駄目なのですが、そういうことも分かっていない人が多いように思います。そうすると、区で入っているから大丈夫だと思ったら実際には出ないということにもなりかねません。

【委員】

でも、商店会は非営利団体ですよ。

【委員】

駄目なのです。

なので、もう少しそういったことを明らかにしていかないと、本当に事故があったときには

困ると思います。

【委員】

商店会が主催だと駄目というのは何故なのでしょう。

【委員】

商業活動になってしまうということなのでしょう。

【委員】

そうですね。確かに、商店会そのものは非営利組織ですが、活動内容は商売の宣伝という判断なのだと思います。

【委員】

何十社もの競争から1社を選ぶのではなく、1社2社しか出てこない中で選ぶのは確かに不安です。

【委員】

もっと競わせたら良いですね。

【委員】

いろいろと検討すべきところがあるように思います。

【委員】

曖昧な点があると困るので、もう少し時間を掛けて外部評価すべきでしょうか。

【会長】

曖昧というのはどのようなことでしょうか。

【委員】

今ご指摘のあったような点について、もう少し具体的に意見をしても良いと思うのです。

【委員】

事業の対象というのは、区民に対しきちんと説明されているのでしょうか。

【委員】

一応、冊子の中で説明されています。

【委員】

それを理解していない人が多いから、問合せがあるのだと思います。

【委員】

具体的内容まで含めて検討した上で、第3部会としては具体的な方向性を示さず「制度設計」という表現にまとめました。所管に趣旨は通じると思うので、これで十分ではないかと思いません。

【委員】

それはおかしいではありませんか。分からないと評価をしようがありませんよ。

【委員】

第3部会としては、いただいた資料で確認はしています。

【委員】

それでは区民には伝わらないから、こういう評価をしているのしょう。

【委員】

ですから、「適当でない」と評価をしたのです。

【委員】

適正に運営されているのか、制度を検証すべきだという意見でしょう。

【委員】

そうです。

【委員】

検証は、外部評価でもすべきだと思います。だから、改めて外部評価委員会全体で検証すべきではないでしょうか。

【委員】

であれば、第1部会及び第2部会の委員にも資料を配布して、改めて内容を確認していただく必要があります。

【委員】

今日はできませんよね。

【委員】

第3部会で検証を行った上で、事業者選定の問題等を含めて「制度設計」という言葉で「適当でない」と評価したのですから、これで十分ではないでしょうか。

【委員】

少なくとも町会の行事は適用されると思って良いのですよね。

【委員】

そうです。そこは明確です。

【委員】

商店会が主催では駄目なのですよ。

【委員】

商店会が主催の事業の中で営利があった場合には駄目ということなのではありませんか。

【委員】

いいえ。営利のないものでも駄目なものがあります。

【委員】

結局よく分からない。

【委員】

活動実績が、平成23年度、24年度の140万円から25年は24万に減っているのですが、これはなぜでしょうか。

【委員】

けが人が少なかったのでしょうか。

【委員】

保険料が減ったのではありませんか。

【委員】

活動実績というのは賠償金を出した結果でしょう。

【委員】

賠償金を支払うのは保険会社なのだから関係ないでしょう。保険金として出ていくお金ではありませんか。

【委員】

事故がなかったから保険料が減ったのかもしれませんが。

【委員】

結局、保険会社の選定について、区の職員は分からないから一番安いところにいるという考え方に問題があるのですよね。

【委員】

それから、競争に参加する事業者が少ないというのは、保険会社はやりたくないという問題もあるのではないのでしょうか。

【委員】

そう思います。保険会社にとって魅力がないのでしょうか。

【委員】

区としては、かなり良い制度と捉えているようですが。

【委員】

区と事業者とで何か違うのですね。

【委員】

そういった市場原理がうまく働かないということも含めて、制度設計を精査してもらえないかという意見にまとめています。決して第3部会員が事業を理解できないまま評価をしたわけではないということをご理解いただきたいと思います。

【委員】

所管にもこの趣旨は伝わっているのでしょうか。

【事務局】

外部評価結果については、当然所管が確認した上で、区の総合判断を出すことになります。

【会長】

では、この事業については第3部会の意見を出して、所管の回答をみるということによろしいでしょうか。

<異議なし>

次に、145「区民ギャラリーの管理運営」です。区民ギャラリーは、環境学習情報センターと一括して指定管理者制度を導入しているのですが、そのことについて意見をしています。

では、事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

はい。

区民ギャラリーは、今年1月に第1部会が視察しています。

新宿中央公園内に通称エコギャラリー新宿という建物があり、その2階部分が環境清掃部の所管する環境学習情報センター、1階部分が地域文化部の所管する区民ギャラリーとなっています。この総称がエコギャラリー新宿です。この事業は、区民ギャラリーが対象です。

内部評価は全て「適切」、「事業の方向性」は「継続」です。これに対し、第3部会から「手段の妥当性」及び「事業の方向性」に対し「適当でない」との評価をいただきました。

評価の理由ですが、「手段の妥当性」について、内部評価は「指定管理者は、区民ギャラリーの運営について、利用登録団体、一般利用団体を交えての相互交流会を設けており、利用者側からの意見・要望等をいかし、サービスの充実を図っています。このことから、手段は適切と評価します。」としています。これに対し第3部会からは「指定管理者制度を導入していることについては、民間活用の面からも評価できる、しかし環境学習情報センターと区民ギャラリーという異なる分野の施設を一事業者が合わせて管理・運営を行う方式について、妥当性を十分検証して評価しているとは言いがたい。当初の想定では管理経費を増大することなくサービスの質・量を増大させることにより、利用者満足度を向上させることを狙いとしていたようである。しかし、分野の異なる施設を一体的に管理運営させることによってむしろそれぞれの施設の持つ特性が十分に発揮されないという結果が生じてしまうのではないだろうか。現在、入場者数や登録団体の利用件数が減ってきているが、この状況がこうした懸念を強める一つの要因となっている。民間団体のノウハウやスキルをもっといかせるような事業手段とされたい。」というご意見です。新宿区では、複合施設については一つの事業者が管理・運営させることが原則になっているのですが、施設の設置目的やサービスの提供内容が違ってきますので、違う事業者それぞれに管理・運営させることで専門性や競争性が担保されるような場合には、別の指定管理者を指定することも可能です。本施設では、原則に基づき、一つの事業者による一体的な管理・運営をさせているのですが、これに対し、第3部会の印象では妥当性を十分に検証しているとは言いがたいという評価です。

「事業の方向性」について、内部評価は「利便性の向上と区民への普及啓発を工夫し、より一層の事業効果を上げるため、今後もこの取組を継続していきます。」としています。これに対し、第3部会からは「今後もこの取組を継続していくとのことだが、分野の異なる施設を一事業者に一体的に管理運営させるという方式についての懸念、登録団体の高齢化や活動の停滞化、利用者数の減などの課題を踏まえれば、『手段改善』の方向性をとるべきと考える。一事業者による二施設の一体的管理については、各施設の特性が十分に発揮されないのではないかと感じる所であり、ヒアリングを通してもその懸念を解消できなかった。今後も継続的にこの方式を採用するとしても、現在の課題である登録団体の高齢化や活動の停滞化、利用者数の減について改革改善の内容において、もっと具体的な方針が示されるべきであったと考える。区民が集う場所として指定管理制度のメリットをいかした方向性をぜひ検討していただきたい。」というご意見です。

説明は以上です。

【委員】

ありがとうございました。

登録団体数が減っていることには懸念を感じるどころです。また、中身をいろいろ聞くと、活動がかなり停滞ないし縮小していて、区民ギャラリー全体のセッティングとしてあまりうまくないなと感じたのに、内部評価では漫然と「継続」とされていたため、こういう結論に至りました。

意見、質問、補足等をお願いします。

【委員】

「協働」にも書いたとおり、このような事態を解決していくためには、協働の視点を取り入れ、平素から充実していくことが重要だと思います。全体的には大事な事業なので、ここで行われるそれぞれの活動がいきいきとするようにしてほしいとの意見です。

【会長】

この事業については、このとおりとしてよろしいでしょうか。

<異議なし>

本日の取りまとめは以上です。

次回も引き続き取りまとめを行います。

なお、以降もそうなのですが、評価の内容や文言等は、取りまとめの結果を踏まえ、各部会長と事務局で調整したいと思います。ご一任いただきよろしいでしょうか。

<異議なし>

ありがとうございます。

では閉会とします。お疲れさまでした。

<閉会>